

武蔵村山市第四次長期総合計画

基本構想（素案）

平成22年3月

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の構成と期間	1
第2章 計画の背景と課題	2
第1節 本市の概況	2
1 位置・地勢	2
2 歴史	2
3 人口	3
4 財政	5
第2節 まちづくりの現状	6
第3節 まちづくりの課題	8
第3章 まちづくりの目標	10
第1節 まちづくりの理念	10
第2節 将来都市像	11
第3節 人口フレーム	12
第4節 将来都市構造	13
第4章 施策の大綱	16
第1節 施策の体系	16
第2節 施策の概要	18
まちづくり計画編	18
1 市民が自ら考え行動するまちづくり	18
2 安心していきいきと暮らせるまちづくり	19
3 誰もが自分らしく成長できるまちづくり	21
4 快適で暮らしやすいまちづくり	22
5 地域の資源を生かした特色あるまちづくり	23
計画推進編	24

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

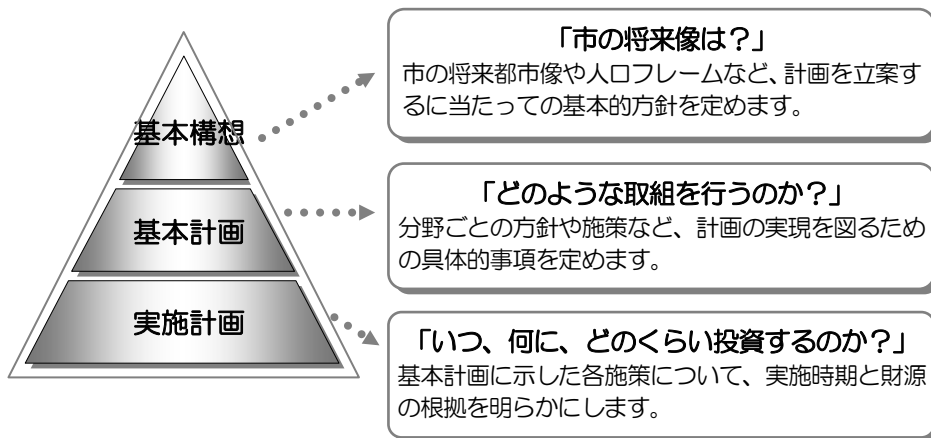
本市は、第三次長期総合計画を平成13年3月に策定し、平成13年度から平成22年度までの10年間、「緑輝く快適ステージ ふれあい文化都市 むさしむらやま」を将来都市像として、計画的なまちづくりを推進してきました。

この間、地方自治体の果たす役割と責任はますます大きくなるとともに、少子・高齢化の進行により人口構造が変化してきたため、これからの市民生活や市政運営に様々な影響を及ぼすことが想定されます。

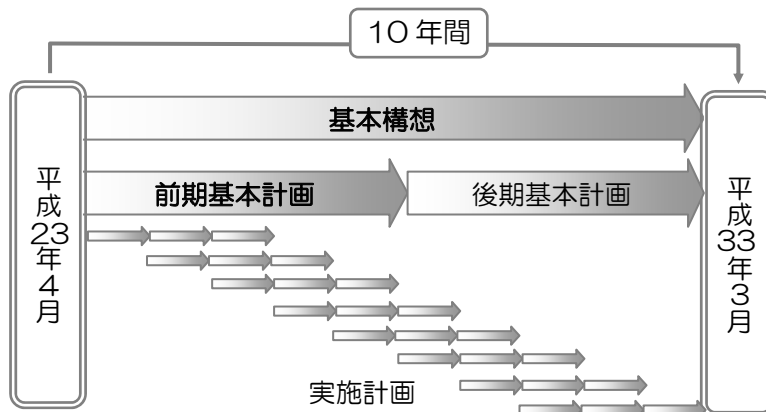
こうした状況の中で、新たな政策課題や時代の変化に柔軟に対応し、本市の特性を生かした市民主権の市政運営の実現と魅力的な地域社会の創造を図るため、今後10年間を見越した指針を定め、市民・事業者・市が一体となって、将来都市像に向けたまちづくりを進めていきます。

第2節 計画の構成と期間

第四次長期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つから構成されます。



計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。なお、基本計画は、平成27年度までの5年を前期とし、平成28年度以降の5年を後期とし、実施計画は3年分の計画を、毎年ローリングにより見直していきます。



第2章 計画の背景と課題

第1節 本市の概況

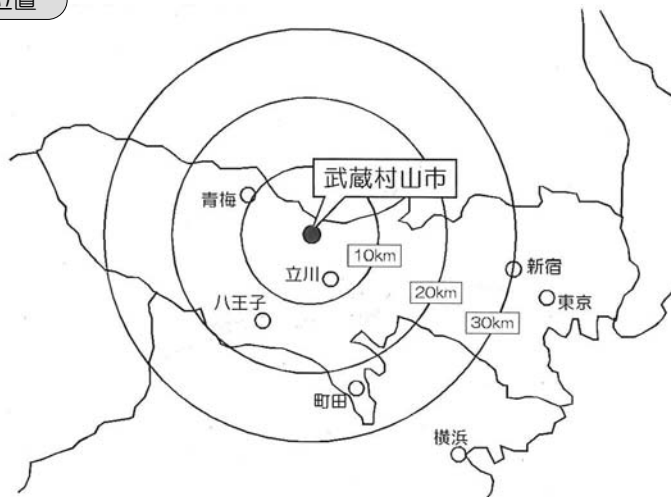
1 位置・地勢

本市は、新宿副都心から約30km西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人々が訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵のふもとから南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（茶、野菜、果樹園など）がその多くを占めています。また、瑞穂町を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の2本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。

位置



2 歴史

武蔵野台地の西辺は古くから村山郷と呼ばれており、地名の起こりは、狭山丘陵の峰々を指した「群山（むれやま）」がなまって「村山」になったといわれています。

平安時代末期には、武蔵七党のひとつである武士団がこの地に勢力をのびし“村山党”を名乗り、鎌倉時代に書かれた「吾妻鏡」にその名が登場し、初めて村山の名が刻まれました。

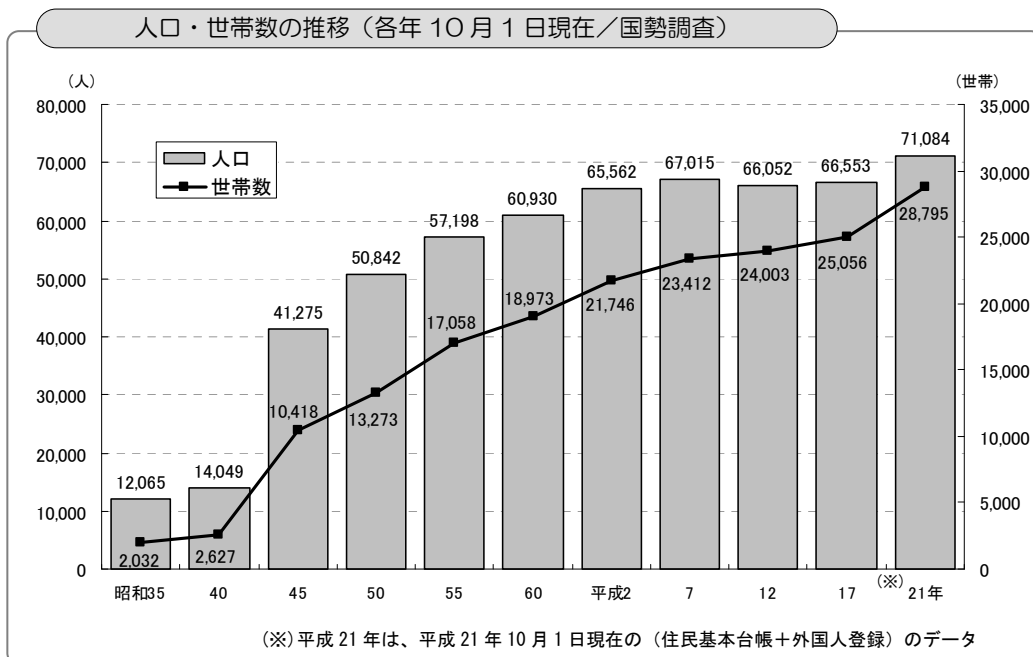
江戸時代には、中藤村、横田村、三ツ木村、岸村の4村が成立し、以後、幾多の変遷を経て、大正6年、各村は合併してひとつの村となり、中世の村山党の名にちなんで「村山村」となりました。

そして昭和29年に町制を施行し、その後、都内最大の都営村山団地の建設等に伴い人口が急増し、昭和45年11月3日、市制施行により「武蔵村山市」が誕生しました。

3 人口

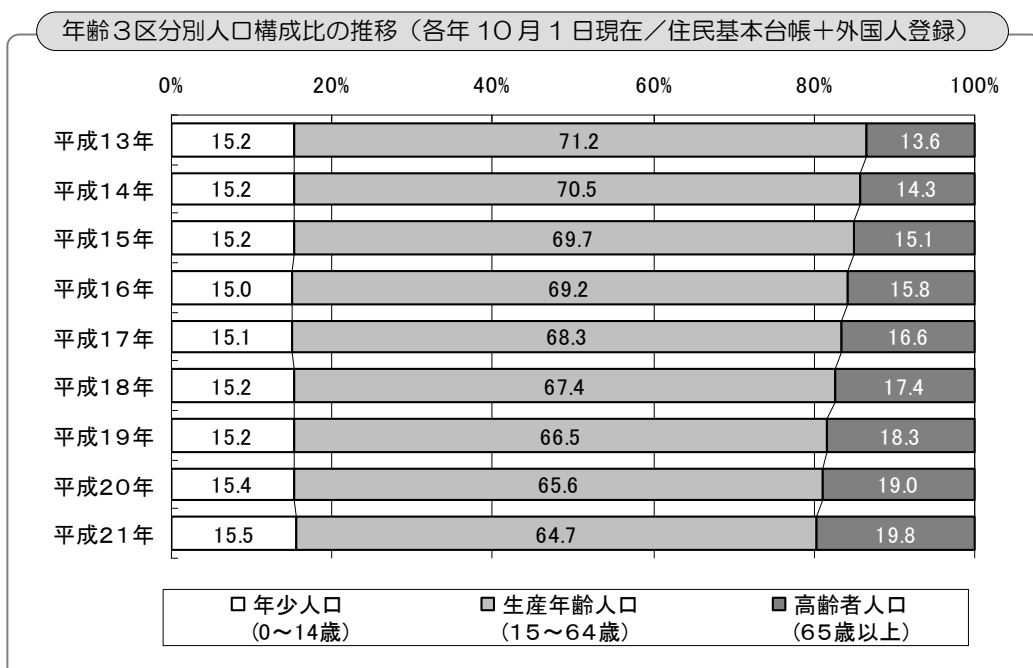
(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和 40～45 年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年ごろまで大きく増加してきました。その後、人口の伸びは次第に緩やかになり、平成 21 年 10 月 1 日現在の人口は 71,084 人、28,795 世帯となっています。



(2) 年齢3区分別人口

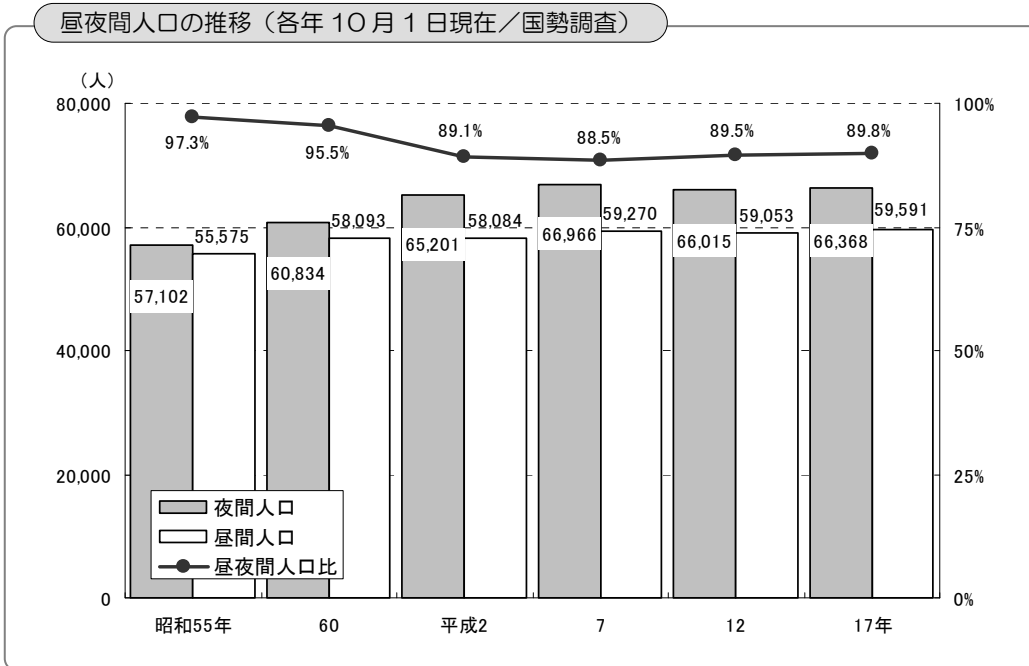
年齢3区分別人口の推移を見ると、14 歳以下の年少人口の割合は平成 16 年に 15.0%まで低下しましたが、それ以降は若干の増加を示しています。一方、65 歳以上の高齢者人口の割合は平成 21 年に 19.8%に達しており、今後も、更に高齢化が進行すると予想されます。



(3) 昼夜間人口

本市の夜間人口（住んでいる人）と昼間人口（日中市内にいる人）の推移をみると、夜間人口よりも昼間人口の方が少なく、就労や就学で市外へ流出している人が他都市から本市へ流入している人よりも多いことがわかります。

昼夜間人口比率は、昭和60年調査までは95%以上でしたが、平成2年調査以降は90%以下で推移しており、ベッドタウンとしての性格が強くなっているといえます。



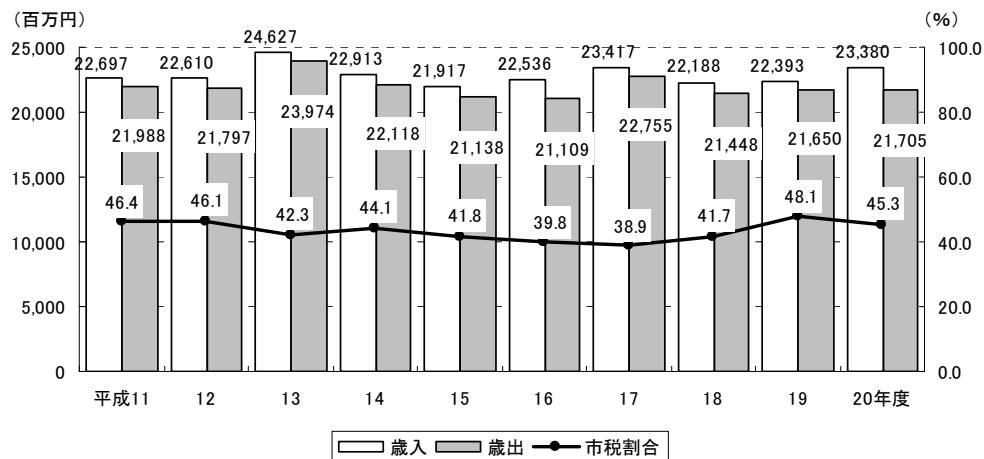
4 財政

過去 10 年間の財政状況の推移を見ると、普通会計(*1)決算における歳入は約 219 億円から約 246 億円、歳出は約 211 億円から約 239 億円の間に推移しており、各年度の事業内容によって増減しています。このうち、歳入の根幹である市税は、歳入全体の 4 割程度となっています。

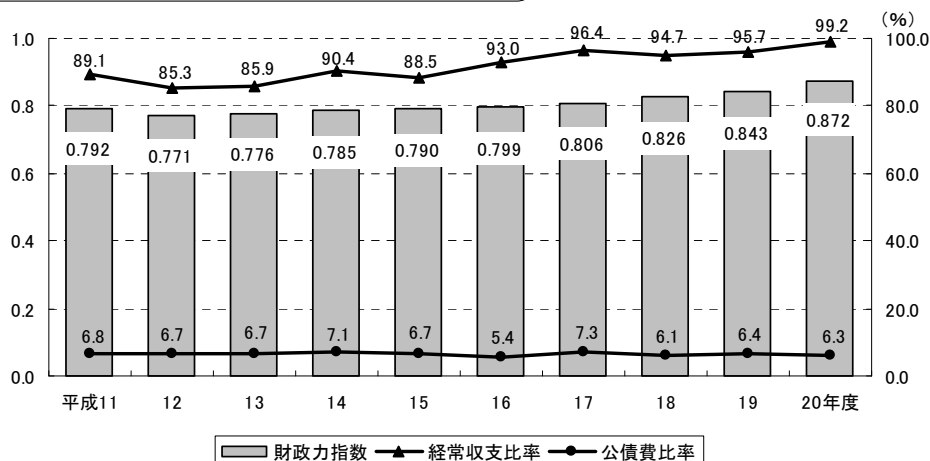
財政状況を表す財政力指数(*2)は、依然として 1.0 を下回っており、財政的に余裕がないことを表しています。また、平成 20 年度の経常収支比率(*3)も 99.2% という高い数値となっており、新たな行財政需要や経済変動への柔軟な対応ができていく状況にあるといえます。

一方で、本市の借金の状況を表す公債費比率(*4)は平成 20 年度で 6.3% と、低い数値を維持しています。

普通会計決算における歳入・歳出額と市税の推移



財政指標の推移



(*1) 普通会計：総務省で定める基準により、一般会計と特別会計を合算し、重複額等を控除した決算統計上の会計手法。

(*2) 財政力指数：財政力を表す指標。1.0 を上回ると財政的に余裕があるとされる。

(*3) 経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた経常的一般財源（市税、地方贈与税など）が経常的一般財源全体に占める割合。この数値が高くなるほど、新たな行財政需要などに対応しにくくなるとされている。

(*4) 公債費比率：地方公共団体がこれまでに借り入れた地方債の償還金が一般財源に占める割合。10%を超えないことが望ましいとされている。

第2節 まちづくりの現状

第三次長期総合計画では、将来都市像である「緑輝く快適ステージ ふれあい文化都市 むさしむらやま」の実現のため、次の柱に沿って必要な施策を展開してきました。

1 活力にあふれたにぎわいのあるまち

魅力にあふれ、自立した都市として持続的に発展していくために、土地区画整理事業により、都市核の形成に向けた計画的な都市基盤整備に取り組み、日産自動車村山工場跡地では、跡地の有効利用を促進し、大規模商業施設などの進出も誘導してきました。

また、都市農業は市民に新鮮で安全な農産物を供給することや、緑と自然空間の提供など、ゆとりやうるおいをもたらすという貴重な役割を担っていることから、農業近代化資金利子補給制度や各種補助制度を実施し、農業後継者の育成と経営の近代化並びに生産性の向上に努めてきました。

さらに、産業の一層の活性化や安定化を図るため、市内の魅力ある特産物や特産品を認証し、推奨する地域ブランド創造活動事業などを展開し、地域産業の魅力や競争力を高め、大規模商業施設との共存が図れるよう支援してきました。

2 四季の彩りにいだかれる快適なまち

快適に都市生活を送ることが、市民一人ひとりの願いであるため、緑地などの自然環境と調和したうるおいのある空間を保全するとともに、主要市道の拡幅などの道路整備や道路・公園の適正な維持管理により、快適な都市基盤の整備・充実を図ってきました。

また、人と自然との共生を基本とし、市とすべての市民及び事業者が協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指した環境基本条例を制定するとともに、環境基本計画を策定し、環境の保全等に関する施策を推進してきました。

さらに、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、地域防災計画に基づき、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、総合防災訓練を実施したほか、本市における建築物の総合的かつ計画的な耐震化を促進するため、耐震改修促進計画を策定するとともに、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するために、安全・安心まちづくり条例を制定しました。

また、市民自ら地域の安全を守るために民間交番を設置したほか、消防活動を充実するために防火水槽を計画的に整備するなど、市民の安全確保を図ってきました。

3 健康でぬくもりのあるまち

少子・高齢化が進展する中で、子どもを安心して生み育てられるとともに、高齢者や障害者はもとより、自立を願うすべての人々が住み慣れた地域で、健康に、そして生きる喜びを感じることをできる社会を実現するために、各種福祉計画を策定し、福祉の拠点づくりなどのサービス提供体制の整備に努めたほか、各種健診事業を実施し、病気の予防と早期発見が行える施策を展開してきました。

高齢者福祉については、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく各種施策を推進するとともに、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な

援助を行う地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者に関する様々な相談支援などを展開してきました。

障害者福祉については、障害福祉計画に基づく各種施策を推進し、障害者就労支援センターを拠点とした障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に実施してきました。

また、子ども家庭福祉については、次世代育成支援行動計画に基づく各種施策を推進し、子ども家庭支援センターを拠点とした子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供、地域の組織化等を行う中で、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築してきました。

さらに、市民相互の心のふれあいや連帯感のもと、ボランティアセンターを設置するなど、市民一人ひとりが福祉の担い手であるとの認識を持って取り組むことが可能な仕組みづくりを推進してきました。

4 とともに学びふれあう創造性を育むまち

社会の成熟化とともに、心の豊かさを求める意識の高まりを反映して、多様な学習需要が大きくなっていることから、市民会館のリニューアルを行うなど、市民がライフステージに応じ、学習、芸術、文化、スポーツなどを通じて自己実現を図ることが可能な環境づくりに努めてきました。

学校教育については、地域の特性や児童・生徒の実態等を踏まえ、子どもたちの個性を生かせるような創造的で柔軟な教育を実現するため、市内全校で特色ある学校づくりに取り組んできました。

また、児童・生徒の個性や能力を伸ばさせるとともに、基礎的・基本的な学力を十分に身に付けさせるためには、義務教育9年間を通じた計画的・継続的な指導を実現させることが大切であることから、小中連携教育の発信校としての役割を担う施設一体型の小中一貫校の整備を図るとともに、授業時間が確保でき、学力向上に資する二学期制を全小中学校で導入したほか、安全で安心な学校づくりの観点から、校舎や体育館の耐震補強工事を計画的に進めるなど、教育環境の整備を推進してきました。

さらに、豊かな人間性を育むまちづくりを進めるため、You・Iフォーラムやきらめき女性会議21を開催するとともに、男女共同参画センターを設置するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組や活動を推進してきました。

5 構想実現に向けて

上記の4つの柱を達成するため、財政の効率的な運用、市民参加・交流の推進などに関する施策を進めてきました。

市民参加の促進については、市民主権の市政運営を進めるため、各種審議会・委員会など市民参加の機会の提供に努めてきました。さらに、市民と市が価値観を共有しながら、信頼関係に基づいたパートナーシップのもとに、まちづくりを進めていくため、市民活動団体との協働に関する指針を策定し、市民の主体的な活動を市が支援するとともに、市民との協働を推進してきました。

また、限られた経営資源の中で、多様な行政需要に対応するため、行政改革大綱に基づき各種取組を進め、外部評価を取り入れた行政評価制度を確立したほか、市民相談体制の充実や情報公開などを推進するとともに、市の組織、職員定数などの見直しや開かれた市政運営に努めてきました。

第3節 まちづくりの課題

今後10年を展望した本市のまちづくりを推進するに当たり、時代の潮流や本市の現状を踏まえた新たな課題は次のとおりです。

1 みんなで支え合う地域社会の形成

少子・高齢化等による人口構造の変化は、地域の経済や都市の活力低下、子育てに対する不安や負担感の増大、子どもたちを取り巻く教育環境の変化など、様々な分野に影響を与えています。

一方、元気な高齢者が増加し、生涯学習やボランティア活動等に対する意欲も高まっており、市民の自発的な意思によって、自分に適した方法を選択して学ぶことのできる環境も求められています。

子どもを安心して産み育てることのできる環境であるとともに、誰もが住み慣れた地域において、地域社会の担い手として、生きがいを持って暮らせる生活環境の実現に向け、そこに住む住民と保健、医療、福祉、教育等の分野が互いに連携を図りながら、地域ぐるみで支え合っていく地域社会づくりを進めていく必要があります。

2 豊かな自然と快適な居住環境の調和

まちづくりを進めていくに当たっては、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも自信を持って引き継いでいける、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりが求められます。

狭山丘陵を中心とした豊かな自然環境は、本市のかけがえのない財産であり、宅地化の進行などによって、これらの貴重な自然環境を壊すことのないよう大切に保全していくことが必要です。

また一方で、新宿副都心から約30kmの距離に位置していることから、都心近郊の利便性が感じられる、住み良い居住環境を有したまちであることが望まれています。

そのため、都市の構造を明確にし、地震や風水害等の自然災害に強い都市基盤を形成するとともに、都市核と都市軸を中心として、都心近郊にふさわしい都市機能を整備・充実し、住宅地との公共交通ネットワークの充実を図ることにより、快適な居住環境と自然環境が調和し、快適で暮らしやすいまちづくりを展開していく必要があります。

→理念1

「地域と一体になって、人をはぐくみ、守る、思いやりのあるまちづくり」

→理念2

「恵まれた自然環境と都心近郊の利便性が感じられる、快適で暮らしやすいまちづくり」

3 地域資源の再認識と活用

本市は、今から1万数千年以上前に人が住みはじめ、狭山丘陵の豊かな自然とその南に広がる武蔵野台地との深いかかわりの中で、先人たちは歴史的にも文化的にも貴重な財産を残してくれました。

また、狭山丘陵の緑や残堀川、空堀川の水辺は人々の憩いの場所になっており、「武蔵村山らしさ」を象徴する資源であるといえます。

さらに、都心に近接しているという立地環境を生かした都市型農業や村山大島紬等の地域産業なども本市の貴重な産業資源といえます。

このような本市が誇る地域資源を再認識するとともに、これらの資源を大切に守り、活用することにより、次世代に誇れる武蔵村山らしい個性あるまちづくりを展開していくことが必要です。

4 参加と協働によるまちづくりの推進

市民の価値観や生活様式が多様化する今日、市民の需要を満たす公共サービスにも多様な選択肢が求められます。

しかし、景気の低迷などにより、本市の財政は税金を含む財源の確保が依然として厳しく、すべての施策に十分な予算を投じる余裕がないことから、施策の「選択」や「段階的な投資」をやむなくされ、十分なサービスを行政だけで提供していくことは難しくなっています。

そのような中、「市民＝サービスの受け手」「市（行政）＝サービスの担い手」という従来の関係から一歩前進し、多様化、複雑化する地域の課題や需要に対し、積極的な参加と協働による市民主体のまちづくりの理念と仕組みを確立するとともに、市民の力を十分に発揮できる環境整備を行うことにより、市民と市が互いに協力し、創造性豊かな地域社会を構築していくことが必要です。

→理念3

「自然や文化、産業などの地域資源を活用し、地域の特性を生かした個性と活力あるまちづくり」

→理念4

「市と市民、事業者が協働し、みんなで考え、行動するまちづくり」

第3章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念

本市におけるまちづくりは、以下の4つの理念に基づき進めていきます。

1 地域が一体になって人をはぐくみ、守る、 思いやりのあるまちづくり

今後の高齢化の進行や少子化、核家族化の現状等を勘案すると、地域の防災や防犯、福祉、教育、環境の面においても、地域コミュニティを中心とした取組を進めていくことが大切です。地域と学校、家庭が一体となって人間性豊かな将来を担う子どもたちを育てるとともに、近隣同士が互いに支え合う関係をつくるなど、思いやりのあるまちづくりを目指します。

2 恵まれた自然環境と都心近郊の利便性が感じられる、 快適で暮らしやすいまちづくり

本市の貴重な資源である、緑あふれる狭山丘陵をはじめとする自然環境を保全する一方、地震や風水害等の自然災害に強い都市基盤を有し、公共交通ネットワークの整備による都市機能の充実など、都心近郊の生活利便性を兼ね備えた、快適で暮らしやすいまちづくりを目指します。

3 自然や文化、産業などの地域資源を活用し、 地域の特性を生かした個性と活力あるまちづくり

本市の豊かな自然や歴史・文化資源、都市農業等の産業基盤を活用し、市民一人ひとりの様々な知恵とアイデアによって、地域における新たなブランドを創出するなど、夢とチャレンジ精神を持ち、地域の特性を生かした個性と活力あるまちづくりを目指します。

4 市民、事業者と市が協働し、 みんなで考え、行動するまちづくり

様々な場面において、市民・事業者・市が一体となってより良いまちづくりに向けて考え、行動できるよう情報を共有し、それぞれの役割を認識しながら、市民参加及び協働により、積極的にみんなで考え、行動するまちづくりを目指します。

→第三次長期総合計画では、

* 便利さと快適さの調和のとれたまちづくり

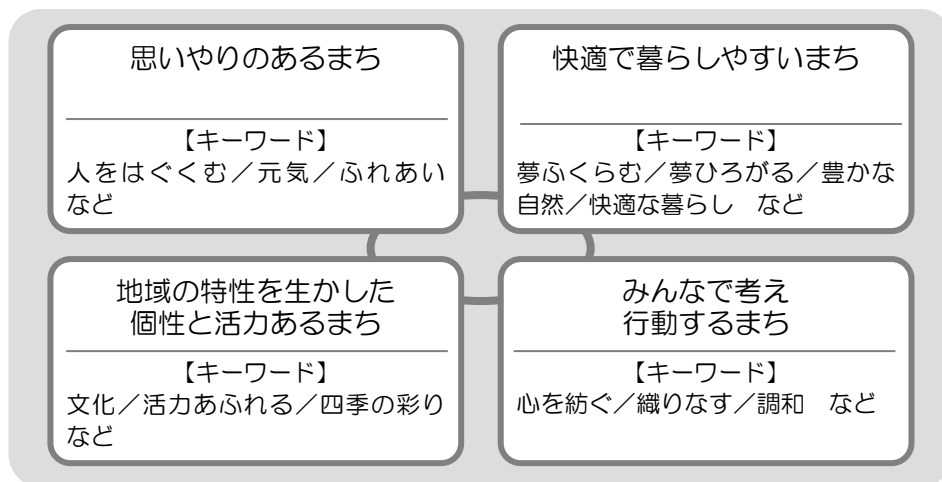
* 狭山丘陵の豊かな自然環境を大切にしたいまちづくり

* 自立する市民主体のまちづくり

をまちづくりの理念としています。

第2節 将来都市像

4つの理念に基づいたまちづくりを展開していくに当たり、市民・事業者・市が共有する本市の将来都市像を設定します。



将来都市像（キャッチフレーズ）

○『人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま』

【全体イメージ】

狭山丘陵を背景とした豊かな緑のもと、人と自然が共生し、子どもから高齢者までが素晴らしい未来に向かって夢を広げ、地域や人のつながりを大切にし、みんなで支え合うやさしいまちを目指します。

【個別イメージ】

人と緑が織りなす ～ 狭山丘陵をはじめとする豊かな自然と共存しながら、豊かな心を持ち、いきいきとした暮らしのできるまちを目指します。

夢ひろがる ～ 多摩都市モノレールの市内延伸や都市核を中心としたにぎわいの創出などにより、便利で快適に住み続けられ、明るい未来に希望を持って生きることのできるまちを目指します。

やさしいまち ～ 障害の有無や年齢の違いなどに関係なく、市民みんなで支え合いながら、誰でも安全で安心な暮らしのできるまちを目指します。

→第三次長期総合計画では、「緑輝く 快適ステージ ふれあい文化都市 むさしむらやま」でした。

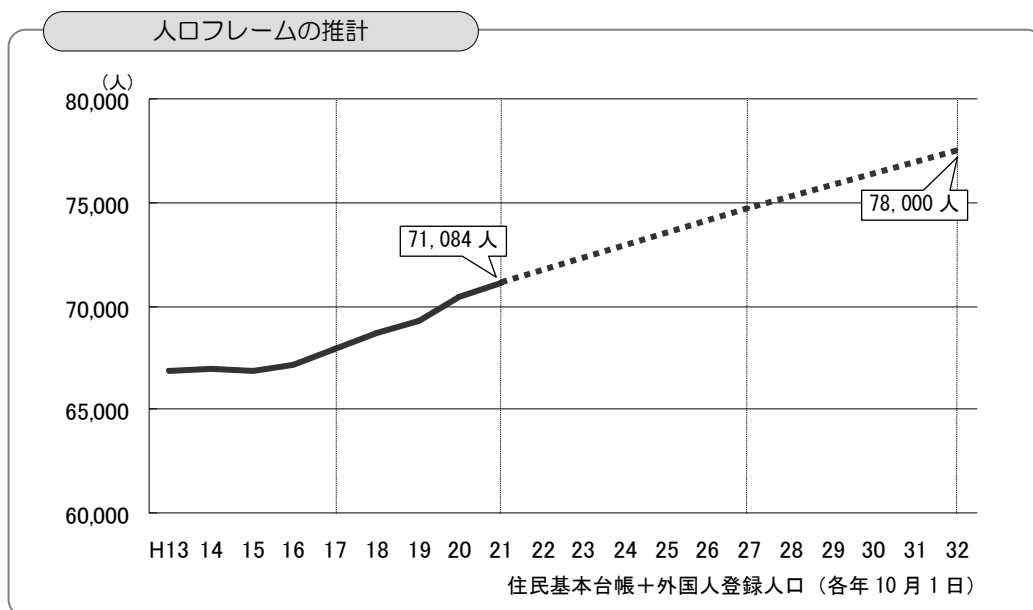
→まちづくり基本方針では、「愛あふれる 緑豊かな 元気都市 武蔵村山」としています。

→市民懇談会からの提言にあった13のキャッチフレーズからキーワードを抽出し、作成した4つの案をもとに庁内の策定委員会や部会で検討した結果、左記の案に絞られました。

第3節 人口フレーム

今後、10年間に於いて様々な施策を展開していく上で最も基本となる人口フレームを次のように設定します。

平成32年(2020年)人口 約78,000人



→「住民基本台帳(外国人登録人口含む)を基に、「コーホート要因法」による推計を行いました。

→平成21年10月1日の人口(住民基本台帳+外国人登録人口)は、71,084人です。

第4節 将来都市構造

将来都市像の実現のためには、骨格となる都市基盤を整備し、計画的な土地利用の誘導を行うとともに、市民生活を支える多様な都市機能を集積する必要があります。

そこで、都市機能の集積や環境の維持・向上を図る「核」、市民の交流や産業活動の骨格となる「軸」、それぞれの特性を生かした土地利用を誘導する「ゾーン」を設定することにより、都市の構造を明確にし、効率的・効果的なまちづくりを進めていきます。

【核】

《都市核》

多摩都市モノレールの市内延伸により新駅設置が想定されている本町・榎地区の新青梅街道周辺から日産自動車村山工場跡地の北地区付近までを広く都市核と位置付け、本市の顔となる魅力あふれる中心市街地として、商業、住宅、行政サービスなどの多様な機能を集積します。

《サブ核》

緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核と位置付け、市民生活を支援する商業・サービス機能などを集積します。

《緑の核》

貴重な自然環境が残る狭山丘陵、市民の憩いの場としての機能を有する都市公園などを緑の核と位置付け、まとまりある緑地として整備・充実します。

《いこいの核》

温泉施設「かたくりの湯」周辺を市内外からの人を集客するいこいの核として位置付け、交流施設や観光機能を充実します。

【軸】

《都市軸》

新青梅街道とその沿道空間を都市軸と位置付け、広域的なネットワークを強化し、活気とにぎわいのある沿道市街地を形成します。

《緑の軸》

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ主要地方道所沢武蔵村山立川線や八王子村山線沿道、残堀川のほか、野山北公園自転車道や保谷・狭山自然公園自転車道（多摩湖自転車道）、残堀川自転車道、空堀川沿道などを緑の軸と位置付けます。

新青梅街道周辺地区は、緑豊かな広がりや厚みをもった環境軸として推進します。

《水の軸》

瑞穂町の狭山池や狭山丘陵を水源とする残堀川、空堀川を水の軸と位置付け、遊歩道や親水緑地広場等の整備を促進し、水と緑のネットワークを形成します。

《住宅系市街地ゾーン》

市内の大部分を占める住宅系市街地ゾーンでは、良好な住環境の維持・向上を図ります。

《中心市街地ゾーン》

都市核地区土地区画整理事業区域及びその周辺のゾーンは、商業・業務、住宅、行政サービスなどの多様な機能の集積を行い、活力とにぎわいのある中心市街地を形成します。

《複合市街地ゾーン》

伊奈平地区の一部などでは、商業地、工業地、住宅地など、様々な機能をあわせ持つ市街地環境を形成します。

《自然景観・緑形成ゾーン》

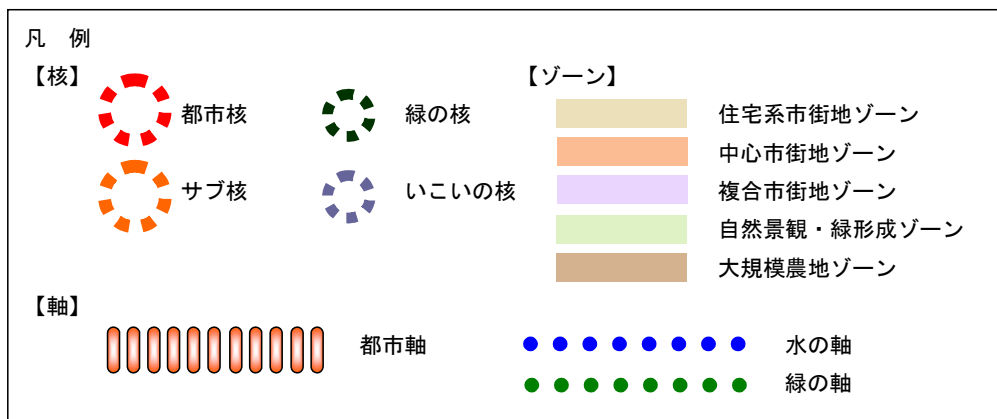
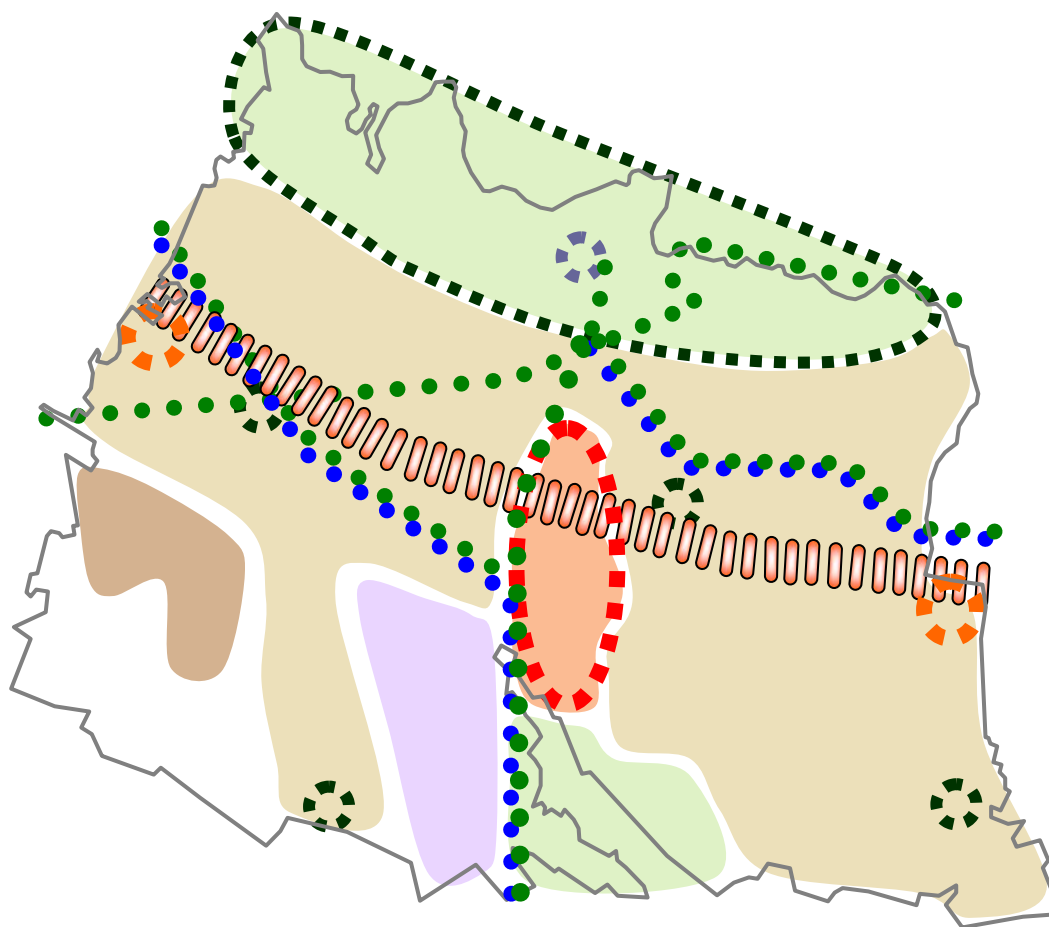
狭山丘陵のゾーンは、豊かな自然環境の維持・保全に努めます。

日産自動車村山工場跡地南地区のゾーンは、緑豊かな土地利用を誘導します。

《大規模農地ゾーン》

多摩開墾のゾーンは、貴重なまとまりある農地として、農業環境の維持・保全に努めます。

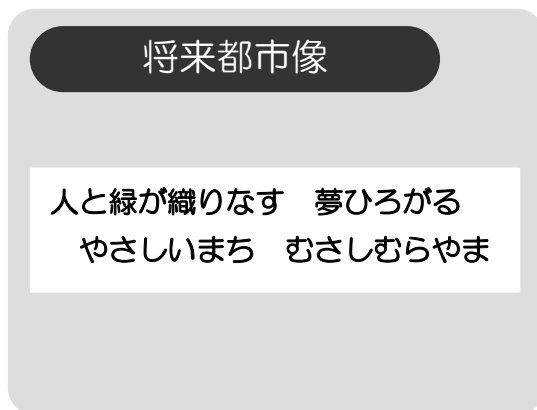
図 将来都市構造図



第4章 施策の大綱

第1節 施策の体系

将来都市像を実現するため、「まちづくり計画編」、「計画推進編」に掲げる施策を推進します。



まちづくり計画編

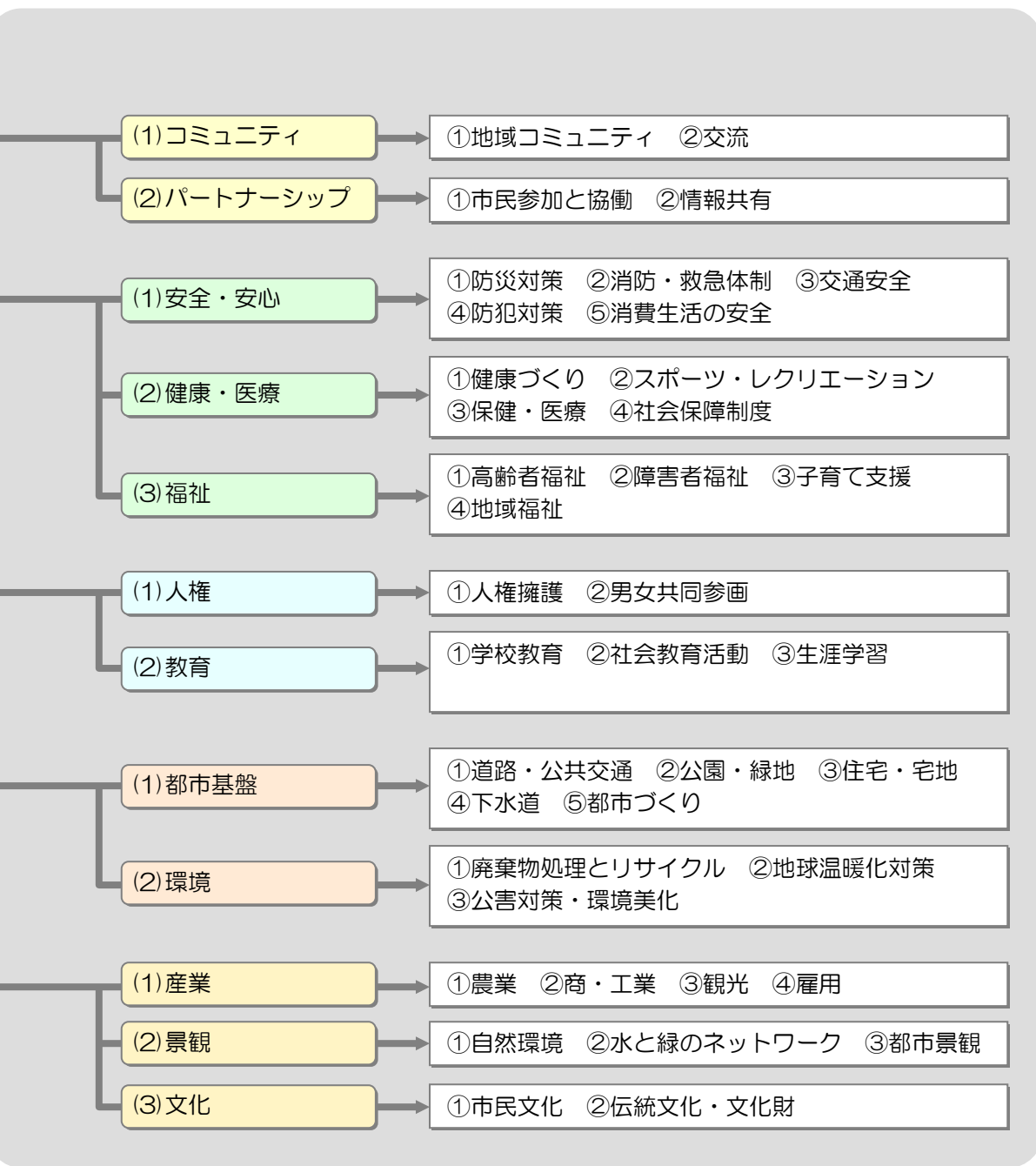
1 市民が自ら考え
行動するまちづくり

2 安心して
いきいきと暮らせるまちづくり

3 誰もが自分らしく
成長できるまちづくり

4 快適で暮らしやすい
まちづくり

5 地域の資源を生かした
特色あるまちづくり



→福祉分野の「子ども家庭福祉」と教育分野の「就学前教育」を1本化し、「子育て支援」としました。

→産業も本市の資源の一つとしてとらえました。



計画推進編

(1) 行政運営

(2) 財政運営

(3) 広域行政

第2節 施策の概要

まちづくり計画編

1 市民が自ら考え行動するまちづくり

みんなで支え合う地域社会を形成するには、市民、事業者と市が協働によりまちづくりを進めていくことが重要です。市政に関する情報を相互に共有し、市政を取り巻く現状、課題等について共通認識を持ち、地域社会における課題の解決に向けて協働で推進していくことがまちづくりの本来の姿です。

防災や防犯、環境、福祉など様々な分野において、自治会等の地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、活動目的や内容によって結びついた市民活動団体等のテーマ型コミュニティ活動を推進するなど、市民一人ひとりが自分の役割を考え、行動できるまちづくりを進めていきます。

(1) コミュニティ

コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成、様々なコミュニティ活動に対する支援など、地域コミュニティの更なる発展に向けた取組を行います。

また、地域の活性化につながる市民相互の交流を図るために、その基本となる市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深め、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。

(2) パートナーシップ

市民と市がともにまちづくりを推進するために、市が情報を公表し、市民の声を聴き、情報を共有するとともに、まちづくりへの市民参加の仕組みを整えます。

また、自立した市民主体のまちづくりを実現するには、市民の自主的な行動のもとに、市民と市が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において、まちづくりに取り組むことが必要であることから、市民と市が対等な立場に立ち、相互に責任を共有しながら、目標の達成に向けて協働するための仕組みを整えます。

2 安心していきいきと暮らせるまちづくり

防災や防犯等に対する生活基盤の強化や緊急時における危機管理体制の充実、高齢社会において誰もが健康でいきいきと生活できるとともに、次世代を担う子どもたちが、健やかに育つ環境を実現するほか、医療や福祉の充実などにより、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていきます。

(1) 安全・安心

地震や台風等の自然災害や不測の事態における被害が想定される中、防災等に対する市民の関心がより高まっています。そこで、自然災害時などの不測の事態における危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。

また、消防署と連携した消防・救急体制の整備や警察署と連携した交通安全・防犯対策に加え、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、地域コミュニティにおける取組を推進します。

さらに安全で豊かな消費生活が送れるよう、積極的な情報の提供や相談体制の充実に努めるとともに、消費者に対する教育を推進します。

(2) 健康・医療

健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一層高まっています。「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、市民の健康の保持、増進に向けた取組を行うほか、疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、救急医療を含めた医療体制の充実に図ります。

心の健康については、職場や家庭、学校生活における人間関係等から生じるストレスから、様々な悩みや疾患を抱えた人が増えているため、相談体制の充実に努めます。

さらに、市民が楽しみながら、いつでも気軽に健康・体づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業を拡充します。

また、社会保障制度の適正な運用が求められている中、国民健康保険については、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとし、医療費の過度の増大を招かないようにするため、生活習慣病予防のための検診等を実施するなど、事業の健全化に努めます。国民年金については、制度に対する理解と加入促進を図り、制度の充実を関係機関に要請します。さらに、生活保護については、適正な保護の実施と自立に向けた指導援助に努めます。

(3) 福祉

高齢者福祉については、高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図る一方、元気な高齢者が生きがいを持って生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

障害者福祉については、障害を持つ人も、持たない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域社会の中でともに暮らすことのできる社会づくりを推進します。

子育て支援については、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、保育体制や各種相談機能の充実など、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う体制づくりを推進します。

さらに、市民が各地域で安定した生活ができるように、市民の理解と積極的な参加のもと、高齢者、障害者、子ども家庭などの横断的な地域福祉サービスを提供する体制の整備を推進します。

3 誰もが自分らしく成長できるまちづくり

生きる力や豊かな心、健康な身体をはぐくみ、自己の充実と生活の向上に向けた教育・学習機会の充実に努めるとともに、すべての市民が互いの人権を尊重し、豊かな心を持ち、個性を発揮する地域社会づくりを進めていきます。

(1) 人権

人権は憲法によって保障された、侵すことのできない国民の基本的権利です。そこで、それぞれの個性や能力、価値観が尊重され、発揮できる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。

さらに、男性も女性も性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせ、個性を尊重できるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 教育

思いやりの心や社会生活のルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむために、人権教育や心の教育を充実するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けた人間を育てる教育を推進します。

また、子どもたち一人ひとりが自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、行動し、より問題を解決できるようにするため、基礎的、基本的な知識、技能の習得と課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、個性と創造力を伸長させる教育を推進します。

さらに、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、社会に貢献できるよう、家庭、学校、地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化などに親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

4 快適で暮らしやすいまちづくり

土地利用の状況や自然環境等の地域特性を踏まえながら、快適に住み続けることのできるよう、生活環境が整備された暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

(1) 都市基盤

多摩都市モノレールの延伸は、交通利便性の向上とともに、地域の活性化や魅力あるまちの創出のために最も重要であることから、モノレールの早期延伸の要請を関係機関に行うとともに、活気とにぎわいのある新青梅街道沿道のまちづくりを推進します。

また、交通渋滞を緩和し、安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

住宅・宅地については、自然環境に配慮しながら、地域の特性を生かした良好な住環境の整備を推進します。

公共下水道については、市街地では整備がほぼ完了しているため、今後は老朽化に伴う管渠の改築とあわせ、耐震性の向上など適切かつ効率的な維持管理を行います。

さらに、本町・榎地区については、本市の都市核として、土地区画整理事業などにより市の拠点にふさわしい道路、公園などの都市基盤を整備します。

また、緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核として、地区の特性に応じた計画的・効率的な整備を推進します。

(2) 環境

市民や事業者と市が協働し、ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては、一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

また、地球温暖化対策を推進し、省資源・省エネルギー活動を促進するため、市民、事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

さらに、清潔で美しいまちを守るため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止等については、関係機関との連携を一層深め、的確な対策を講じるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

5 地域の資源を生かした特色あるまちづくり

地域の特性を生かした産業の振興を図るとともに、本市が有する景観や歴史・文化を地域資源としてとらえ、特色あるまちづくりを展開していきます。

(1) 産業

大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

今後、新たな土地利用の展開等に合わせ、産業誘致を積極的に進めることにより、地元雇用を創出するとともに、大型店と既存商店との共存、連携を図るための仕組みを工夫します。

また、市内産業の魅力を市外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を引き続き行っていくとともに、産業の活性化を図ります。

また、市外からの来訪者を確保することにより新たな市のにぎわいの創出を目指すため、温泉施設「かたくりの湯」を中心とした観光コースの研究を行うなど、魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

さらに、市民の安定した雇用を確保するため、雇用機会の拡充や就業に必要な知識、技術習得の促進、求職活動の支援に努めるとともに、企業に対し安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実を要請していきます。

(2) 景観

狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全すると同時に、河川等の自然環境の保全を図ります。

また、残堀川や空堀川等は身近な親水空間として保全・整備し、狭山丘陵等の緑の核を結ぶ水と緑のネットワークづくりを推進します。

さらに、市民や事業者の景観に対する関心を高め、地域の特性を生かした魅力的な景観づくりを推進します。

(3) 文化

地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が芸術や文化に触れる機会の確保を推進します。

また、市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。

さらに、地域の伝統文化を子どもたちの世代に継承していくため、市民が主体的に伝統文化に触れ、参加する機会を提供します。

(1) 行政運営

社会経済情勢が変化を続ける中、市民の行政サービスに対する需要は多様化、複雑化してきており、限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくには、効率的、効果的な行政運営が不可欠です。

様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、計画的な行政運営に努めるとともに、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しによる行政の効率化・活性化や民間活力を活用した市民サービスの向上、定員適正化計画に基づく職員定数の適正化などに取り組みます。

また、地域情報化の推進に向けて、積極的な市の情報の提供をはじめ、市民等との双方向の情報交流など、情報通信技術の普及に対応した行政サービスを展開します。なお、市の各種情報システムの導入に当たっては、事務処理全般について徹底した見直しと改善を行い、市民の利便性向上と業務の簡素・効率化を図ります。

(2) 財政運営

限りある財源を有効に活用するため、経常的な事務経費については、施策や事務事業の見直しによる節減に努めるほか、政策的経費については、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、行政評価制度を活用しながら、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

また、自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、新たな財源確保に向けた取組を検討します。

(3) 広域行政

市民の日常生活や経済活動の範囲は、市域を越えて拡大しており、今後、市民サービスを更に充実させていくためには、公共施設の相互利用等も含め、広域的な連携が一層重要になってくると考えられます。

市では、これまでも病院、廃棄物・し尿処理などを関係団体と共同で行ってきましたが、地方分権の流れの中で、国・東京都からの権限委譲を契機として、広域的な対応を迫られる事案の増加が予想されます。

そこで、様々な分野において、近隣市町との連携及び協力を一層推進します。